

仁淀川町地域猫活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、仁淀川町補助金等交付規則（平成25年仁淀川町規則第6号）第26条の規定に基づき仁淀川町地域猫活動推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、公衆衛生の向上、動物愛護及び管理についての理解を深め、人と動物の調和のとれた共生社会を実現していくことを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 仁淀川町内に生息する猫のうち所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術等 雌猫に対する卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術、雄猫に対する睪丸摘出手術並びに手術済みであることを示すための耳先端部へのV字カットを実施することをいう。
- (3) 地域猫活動団体 仁淀川町内の町内会、地区会等の地域自治組織又はそれらの連合、集落活動センター、あるいは地域猫活動が行われる地域内住民を代表とする3人以上で構成され、地域猫活動を行う団体。ただし、町長が観光地等の居住区域外での活動を認める場合は、当該地域外住民で構成された団体も差し支えない。
- (4) 地域猫活動 地域猫活動団体が、地域に住む住民の十分な理解の下、飼い主のいない猫に不妊去勢手術等を行い、給餌・給水、給餌・給水場及びトイレの設置、清掃等衛生管理、猫の遺棄対策等を実施することで、人と動物の調和のとれた共生社会を目指す一連の活動をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町内で活動している地域猫活動団体
- (2) 仁淀川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年仁淀川町規則第21号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者ではない者

(補助金の額)

第5条 町長は、前条の補助対象者が行う飼い主のいない猫の不妊去勢手術等に要する費用について、予算の範囲内において、次に掲げる金額を限度として補助する。

- (1) 雄猫 1 匹につき、8,000 円
- (2) 雌猫 1 匹につき、12,000 円

(補助申請書の提出)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、仁淀川町地域猫活動推進事業費補助金申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第 7 条 町長は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、仁淀川町地域猫活動推進事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により速やかに補助対象者に通知する。

(中止承認申請書)

第 8 条 前条の規定により、申請者が当該補助金交付決定通知を受けた後、補助事業を中止しようとするときは、仁淀川町地域猫活動推進事業費補助金中止承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第 9 条 申請者は、補助金に係る事業完了後 1 か月以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、仁淀川町地域猫活動推進事業費補助金実績報告書（様式第 4 号）に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 10 条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、仁淀川町地域猫活動推進事業費補助金交付額確定通知書（様式第 5 号）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、仁淀川町地域猫活動推進事業費補助金請求書（様式第 6 号）による申請者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の交付決定取消し及び返還)

第 12 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められたとき。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、町長が別に定める。

附 則この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。